

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和4年10月19日

香川県知事 池田 豊人

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

（防災・安全社会資本整備交付金）香川県水防情報システム改修工事
建設資材単価調査業務

(2) 委託業務の内容

別冊設計図書による

(3) 委託業務の実施場所

高松市番町他

(4) 委託期間

契約締結日～令和5年1月10日

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

(1) 入札説明書の交付

令和4年10月19日（水）から令和4年10月26日（水）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時～午後4時）に、「別紙 入札説明書交付申請書」にて交付申請してください。

(2) 設計図書の閲覧

設計図書については電子閲覧とする。（令和4年10月19日（水）から令和4年10月26日（水）まで）

令和4年10月19日（水）から令和4年11月7日（月）まで下記において閲覧にも供す

る。(休日を除く。また、午前9時から午後4時までに限る。)

< 交付及び閲覧場所 >

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部河川砂防課(香川県庁本館6階)

電話番号 総務・管理グループ 087-832-3539

電子メールアドレス gy2122@pref.kagawa.lg.jp

なお、電子メールで入札説明書の交付を希望する者は、添付の入札説明書交付申請書により、電子メールで申請すること。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和4年10月26日(水)まで(休日を除く。また、午前9時から午後4時までに限る。)に3に示した場所等に対し文書で行うこと。

回答は、令和4年10月28日(金)から令和4年11月7日(月)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)に3に示した場所で閲覧に供するとともに、令和4年10月28日(金)午後4時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けたもの全員にFAXで送付する。

5 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出日時

令和4年11月4日(金)午前9時から令和4年11月7日(月)午後4時まで

(2) 開札の日時

令和4年11月8日(火)午前9時

(3) 開札の場所

香川県土木部河川砂防課(かがわ電子入札システムによる)

(4) 内訳書

内訳書は不要です。内訳書欄には様式第3号(内訳書欄添付書類)を添付してください。

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否 否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条第1号イに該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和4年10月31日(月)午後4時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を香川県土木部河川砂防課に提出すること。

審査の結果は、令和4年11月2日(水)に電子入札システムにより通知する。

なお、契約保証金については、入札保証金が減免された者及び契約までに規則第152条第2号イに該当する旨、入札保証金・契約保証金減免申請書を提出し、減免を希望する者については減免する。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (5) 応募したものの中から入札参加者を選定するための事項
 - 1) 業務実施上の条件

過去10年間に四国内において配置予定技術者及び会社等が建設資材単価調査に関する同種業務または類似業務について、完了した業務が5件以上の実績を有する者であること。ただし、特定の工事を対象とした単価調査業務は実績に含めないものとする。

なお、当該業務の同種または類似の業務とは以下のものをいい、国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方自治体発注の業務に限る。

同種業務：公共事業の積算にかかる材料の単価あたりの価格調査に関する業務

類似業務：建設関連分野における統計調査に関する調査で、対面式で標本数1,000以上の規模の業務（ただし、1業務あたりとする。）

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8の（5）の要件を満たすことを証明する書類（様式第1号及び様式第1号添付書類（様式第2-1号、様式第2-2号等）を令和4年10月19日（水）午前9時から令和4年10月31日（月）午後4時まで（休日を除く。また、午前9時から午後4時までに限る。）に、3に示した場所に持参により提出（郵送の場合は、令和4年10月31日（月）までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請（様式第1号電子添付）を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和4年11月2日（水）に電子入札システムにより通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって

有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書及び別冊設計図書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。